

# 訪問介護・総合事業(予防給付相当) 訪問介護事業所東郷 料金表

## 1. 訪問介護サービス料金

区分	所要時間	改定前単位数	改定後単位数	事業所加算Ⅱ	同一建物減算
身体介護	・20分未満	165	166	183	-10%
	・20分以上30分未満	248	249	274	-10%
	・30分以上1時間未満	394	395	435	-10%
生活援助	・20分以上45分未満	181	182	200	-10%
	・45分以上	223	224	246	-10%
身体1生活1	・40分以上75分未満	314	315	347	-10%
身体1生活2	・65分以上100分未満	380	381	419	-10%

- (1)上記の料金について、身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、所要時間が20分から起算して25分を増すごとに66単位を加算します。(198単位を限度とします)
- (2)下記の時間帯にサービスを利用する場合は、次のとおりサービス利用料金に割増し料金が加算されます。  
 早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時) 25%  
 深夜(午後10時～午前6時) 50%
- (3)2名のサービス従事者によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で、2名のサービス従事者によりサービスを提供するものとし、通常のサービス利用料金の2倍の料金をお支払い頂きます。

取扱い内容		
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位の10%加算	体制要件と人材要件を満たしているため、所定単位数の10%加算。

## 2. 総合事業(訪問型予防給付相当)サービス料金 【福井市】

週1回程度、月4回まで(同一建物減算後) 1回につき 267単位	週2回程度、月8回まで(同一建物減算後) 1回につき 267単位	週2回超(同一建物減算後) 1回につき 267単位
週1回程度、月5回利用(同一建物減算後) 1月 1, 172単位(1, 055)	週2回程度、月9回利用(同一建物減算後) 1月 2,342単位(2, 108)	週2回超、月13回利用(同一建物減算後) 1月 3,715単位(3, 344)

### 【鯖江市】

週1回程度(同一建物減算後) 1回につき 267単位	週2回程度(同一建物減算後) 1回につき 271単位	週2回超(同一建物減算後) 1回につき 286単位
当月3回以上(同一建物減算後) 1月 1, 172単位(1, 055)	当月5回以上(同一建物減算後) 1月 2,342単位(2, 108)	当月8回以上(同一建物減算後) 1月 3,715単位(3, 344)

- 月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は致しません。
- ・途中で要介護から要支援に変更になった場合
  - ・途中で要支援から要介護に変更になった場合
  - ・同一保険管内での転居等により事業所を変更にした場合。
- ※途中で要支援度が変更になった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料金を計算します。

## 3. 訪問介護・介護予防訪問介護・訪問型予防給付相当サービス料金 共通事項

取扱い内容		
初回加算	200単位	当該事業所で新規にサービス利用を受ける場合(前回のサービス提供時より二月空いて、新たに訪問介護計画を作成する場合も含む)に1回当たり加算。
緊急時訪問介護加算	100単位	計画的に訪問することになっていないサービスを、利用者や家族から要請を受け、緊急に行った場合に、通常の身体介護のサービス料金に1回当たり加算。
生活機能向上連携加算	100単位	リハビリ専門職との共同による計画書の作成・評価を行った場合、3月の間、1月につき加算。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	13.7%	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に0.137を乗じた額。
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	6.3%	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に0.063を乗じた額。
同一建物減算	-10.0%	リリーブ東郷入居者への訪問派遣は、減算対象(-10%)となります。

※実際に利用者の方から頂く利用料金は、所定単位数(基本料+加算の合計)に、介護職員改善加算の単位数を加え地域区分単位(福井市:7級地=10.21円)・(大野市・鯖江市:その他地域=10.0円)を乗じて算定し、ご利用者様分の負担は「介護保険負担割合証」に準じたその額分となります。

以上、令和元年10月より適用  
 介護報酬改正にあたり、説明を受け同意しました。また料金表の交付を受けました。

令和 年 月 日

氏 名

(続柄)

説明者 訪問介護事業所東郷 児川幸枝

